

第1節 はじめに

『はじめての動物倫理学』（以下「本書」と略記）の「おわりに」にも記したが、これまで数多くの著書を出版してきて、その都度に何らかの反応を得てきたが、本書に対する世間の反応は、以前とは一線を画するものがあつた。

これまで出してきた本は主として発行部数が少ない専門書が主であり、反応はやはり専門研究者を中心とした局所的なものに留まっていた。もっとも以前にも例外的に『本当にわかる倫理学』（日本実業出版社、2010年）という一般書を出したことがあつたが、出版社から分かる通りにビジネス・パーソンを中心読者に想定した教養書であり、この本でも環境や動物の問題は扱われていたが、その主張のトーンは抑制されており、読者に強くコミットメントを促すというようなものではなかった。そのため『本当にわかる倫理学』の出版後の反応は好意的なものばかりであり、批判的な反応は少なかったし、憎悪や攻撃といった類は皆無だった。

これに対して本書が引き起こした反応は文字通りに「賛否両論」であり、反対の反応は決して少なくなく、その中には誹謗中傷や憎悪すら見られたのである。そもそも専門書ではアマゾンレビューや読書メーターのようなメディアで非専門家の読者から数多くレビューや評点が付けられるということはまずないが、本書の場合は多種多様なレビューが寄せられたし、今後も寄せられるだろうと思われる。また、各種新聞紙上で紹介されたのも、これまでに体験しなかったことでもあつた。

本書がそれなりに大きな反響を呼び起こした理由は幾つかあると思うが、主要には2つだろう。1つは本書が説明している動物倫理学という学問の内容に対してと、もう1つは本書が大手出版社による新書だという外形的な面である。特に後者は大きく、私自

¹ 吉田書評は、吉田聡宗「田上孝一『はじめての動物倫理学』の書評」、『豊田工業大学ディスカッション・ペーパー 第23号』、71～89頁である。

身も意外に感じたものである。

本書の出版に際して、別の同じく大手出版社が主催するウェブマガジンに本書に関するコラムを掲載して貰った。ここで私は主として「種差別」概念に主眼を置いて動物倫理学について概説した。種差別という概念は言うまでもなくピーター・シンガーによって広められ、シンガーの著作は既に数多く翻訳されている。そのため私はこの概念は常識とまではいかなくとも、ある程度は世間的に知られているのではないかと思っていた。ところがこのコラムに対する反応から見てきたのは、殆どの人が種差別という概念を知らないという事実だった。それどころか、本書出版後の読者レビューには、動物倫理学という学問があること自体を知らなかったという反応も少なくなかったのである。

言ってしまうえば「研究者バイアス」というようなものだろうか？流石に未翻訳の著者や議論が世間一般に知られているとはどの研究者も考えていないだろうが、数多く翻訳されている著者の議論ならば広く知られていると思ってしまうのである。しかしそれは日常的に高価な専門書を読んでいるような者が陥りがちな先入観なのであって、人口の多数はそもそも日常的に読書などしないのであり、読書するような人々も、その多くが安価な文庫や新書を中心とした一般書に限られるということだ。このため我が国の読書界一般にとっては、本書が事実上、初めて動物倫理学という学問それ自体に触れる機会となったということである。

そして本書は、同じ一般書でも『本当にわかる倫理学』とは異なり、特に抑制することなく動物倫理学という学問から論理必然的に要請される倫理的実践のあり方を素直に打ち出した。本書の帯に大書された「もう肉を食べるのはやめよう」というスローガンは私が考えたものではないが、図らずも動物倫理学から要請される代表的なコミットメントのあり方を端的に示している。本書の読者は分かる通りに、決して高圧的に肉食の禁止を叫ぶことはなく、穏やかに肉食の抑制を説いたのみだったが、それでも少なくない人々の反発を引き起こしたし、動物園や水族館の廃絶をはじめとする動物利用の禁止若しくは縮小という提言には、憎悪を含めた数多い否定的反応が巻き起こったのである。

それでもなお、数の上では残念ながら圧倒的にとまでは言えないものの、やはり明らかに肯定的反応のほうが多かった。それだからこそ売れ行きが重視される大手出版社の新書という枠で本書が出せたのであり、これは明らかに時代の流れというものだろうと思う。誰にせよ慣れ親しんだライフスタイルを変更するのは嫌なはずだし、食生活のあり方というのは一般に、最も保守性が発揮される領域でもある。それにもかかわらず肉食の抑制を訴える本書に好意的な反応が多いのは、それだけ環境問題の深刻化が意識されているということと、ダイバーシティ問題の延長線上に種差別を位置づける本書の議論がある程度容認されるまでには、権利意識が浸透してきた現れなのではないかと期待される。

翻って世間一般ではなく学術研究の世界での動物倫理学の状況を見ると、議論をリードし続けている英語圏ではその代表的人格であるシンガー、レーガン、フランシオン等に端的に示されているように、はっきりと動物解放の学問として動物倫理学を捉えるのが主流であり続けている。

これに対して我が国学術界での動物倫理学受容は、かつてのシンガー紹介方法に多く見られたように、彼の動物解放論とベジタリアンの勧めを冷笑するような類が少なくなかった。近年はさすがに肉食否定を頭ごなしに極論視するような幼稚な反応は少なくなかったが、かといって彼の地の理論家の多くがそうであるように、はっきりと動物解放の立場に立脚することなく、まるで行司のように各学説を捌いて見せるという風なものが少なくなかった。こうした我が国では人気のあるスタイルの解説によって、未翻訳の専門書を読むことのない読者の中には、動物倫理学というのはそうした中立的な論点整理を専らとするような学問だと誤解してしまった向きもあったのではないかというのが、私のかねてよりの危惧だった。

そしてこの度、動物倫理学の代表的な理論家たちと同じ地平、はっきりと動物解放の立場を明確にした動物倫理学の一般向けの新書が出せたことには、溜飲が下がる思いであった。また、図らずも全く同じ奥付（2021年3月22日）に、私以上に強く動物解放の立場を打ち出した浅野幸治氏の『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』が出版された

ことは、何とも嬉しく、意気軒高とさせてくれる出来事であった。

さて、この度リプライを求められた吉田聡宗氏の書評（以下「書評」と略記）であるが、本書に対する反応の中では珍しく学術粋のものであり、一読して評者が力を入れて書いたことが分かる労作にして、ネット上に散見される誹謗中傷まがいのレビューとは対極にある真摯なものに見受けられた。そのためこれは真面目に対応する価値があると思い、ごく簡単ではあるがリプライすることとした。

書評は「はじめに」以下、「要旨」、「本書の特徴」、「検討」の3節より成る。先ず「はじめに」では、「動物倫理に注目が集まるなかで、専門家がコンパクトかつ平明な文体で書いた本書は動物倫理を学ぼうえで必須の書籍となるだろう」という評価が与えられており、著者としては有難いものである。「要旨」はまさに本書の全体が要約されている節である。引用を中心に構成されていることもあって、概ね適切なまとめとなっている。「本書の特徴」では、「本書の長所は、①規範倫理学の重要な立場（功利主義、義務論、徳倫理学）を整理したうえで、動物倫理学の中心テーマを動物に権利を認めることと設定し、動物に関する問題について著者の意見を述べていること、②コンパクトかつわかりやすい語り口で幅広く論点をカバーしていること、である」と総括される（81頁）。これまた著者としては有難い本書に対する性格規定である。これまでは専ら本書に対して肯定的な叙述が続いたが、「検討」節では一転して本書に対する批判が展開される。

評者による本書の批判であるが、「私は動物法を対象とした比較法学を専門に学んでいることから本書の書評を執筆することになったため、倫理学に関する本書を一步離れたところから評することを先にお伝えしておきたい」（71～72頁）という評者の但し書きにあるように、やや変則的な感のあるものである。「倫理学一般、キリスト教、マルクスなどのテーマに関しては私に検討する力がないために検討対象から外し、私が専門としている法学の観点から、特に気になった点について検討するにとどめる」からであろう（82～83頁）。評者の言い方を真似れば私は、キリスト教はともかく倫理学一般と

特にマルクスを専門とする者であり、これらに関する、取り分けてマルクスに関連する批判ならばそれなりに対応できる準備はあるが、法学、ましてや比較法学は全くの専門外であり、評者の専門的な批判に同じレベルで反応できる用意はないということである。このため、ここでするリプライは評者からすると専門性の欠如した素人水準のものに映る可能性が大だが、その場合は私の認識不足をご寛恕願いたい。

第2節 批判1——権利

さて、リプライに際して前提としてまず語りたいのは、「権利」という概念の難しさについてである。権利という言葉は専門用語である以前に日常語であり、ごく一般的に使われている。また専門的にも日常的にも、人間にとって非常に重要なものとして語られるのが通常である。権利がある状態とない状態では無条件にある状態のほうが望ましく、権利というのは人間にとってかけがえないものだとは広く観念されている。

ではしかし権利とはそもそも何なのか、権利とはその本質がどのようなものなのかというと、日常的には勿論、専門研究のレベルでも自明とは到底言えない。そのようなこともあって、私自身もかつて『権利の哲学入門』（社会評論社、2017年）という編著を世に問うたことがあった。しかしこれは私が権利について知悉しているということではなくて、自らも各章執筆者から学びたいという気持ちが主だった。そしてこうした論文集を編んだ後もなお、権利について完全な認識を得られたというには程遠く、むしろ権利は多義的に複雑な概念であるという旧来からの思いを再確認するのみだった。しかしこうして権利それ自体についてそれなりに考える機会があったことは、権利を議論する際には権利概念そのものの多義性を十分に踏まえないと、思わぬ誤解を招きがちなものだということを改めて気付かされるということにもなった。まさに書評の本書に対する批判は、こうした誤解と無関係ではないと思われるのである。

書評では本書の次の拙文が大きく取り上げられ、批判されている。

大型類人猿への権利付与の実際としては、1999年のニュージーランドによるものが有名である。これは大型類人猿が当の類人猿の福利向上に資さない限

りは実験などによって利用されない権利があると定めたものである。ただしこれはあくまで人間の温情による制限された権利付与であって、人権同様の固有の価値としての権利を認めたものではない。そのような本来の動物権利の法制化は、まだなされていない。しかしそのような動きがあることは、世界各地から報告されている。(83 頁、本書 252～253 頁)

この文章に対して評者は、「田上が指しているニュージーランドの法律は 1999 年動物福祉法 (Animal Welfare Act 1999) であり、具体的には動物実験に関して定める第 80 条と第 85 条について述べていると推測される。田上はいくつかの譲歩をしているものの、これから述べるように法学的に厳密な評価をすると、同法は動物への権利付与をした法制度の具体例にはならないのではないかと思われる」とするのである (83 頁)。

私はこの論評に触れて、かなり驚いたというのが正直なところである。当該文章は、本文ではなく注であり、議論の本筋にはかかわらない、エピソード的な話を紹介したものに過ぎないからである。大型類人猿に権利を与えることの是非を真っ向から問うていけるのなら本書にとっても重要な批判となるが、エピソード次元の記述に鋭く突っ込まれても困るというのが正直な気持である。評者が引用文を詳しく批判したのは、それが評者の専門に直接かかわるからなのだろうと思う。そして私は評者のようにこの法律それ自体を詳しく知るわけではないので、評者の細かな事実関係の指摘について異論を挟める余地はない。

とはいえ、どんな批判であってもそれが適切ならば本書の瑕疵になるので、重要ではないからといって無視するのは誠実ではない。当該文章をなぜ私が書いたのかといえば、まさにこれが一番有名な事例だと思われたからである。例えば、1993 年に原書が出た『大型類人猿の権利宣言』(昭和堂、2001 年)の「監訳者あとがき」(西田利貞)には次のような説明がある。

一九九三年以降の運動の行方を見よう。まず、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどの国ごとに GAP (グレイト・エイプ・プロジェクトの略だが、ギャップと読み、ヒトと動物の断絶を意味する) を名乗る NGO が形

成された、そして、飼育されている大型類人猿の環境改善などをめざして、活発に活動を開始した。一九九七年には、その国際組織（グレイト・エイプ・プロジェクト・インターナショナル）が本部を米国において作られ、ニュースレター（『ブリッジング・ザ・ギャップ』）第一号が発行された。まず、成果を挙げたのは英国で、一九九七年に英国政府は大型類人猿の侵襲的な実験を禁止すると宣言した。最も目立った活躍をしたのはニュージーランドで、人権ならぬ「ヒト科権」(The Hominid Rights)を認めた動物福祉法案が一九九九年一〇月に国会に提出されて可決された。ホミニッドとは、ここでは現存の大型類人猿を指している。残念ながら本書の「大型類人猿宣言」の精神は生かしきってはいず、たとえば「解放の権利」は認められていない。しかし、大型類人猿の最善の利益にならない限り、研究・テスト・教育に用いてはならない、と決められたことは重要である。(297～298 頁)

このような説明は複数あり、そのため私は「大型類人猿への権利付与の実際としては、1999 年のニュージーランドによるものが有名である」としたのである。そしてこれは通説でもあると思う。そのため、「法学的に厳密な評価をすると、同法は動物への権利付与をした法制度の具体例にはならないのではないか」という評に驚いたのである(83 頁)。しかし私はこの法を「法学的に厳密な評価をする」能力はないので、この法の法学上の位置付けについて云々するつもりはない。ここで指摘したいのは、権利概念の多義性に由来するもう一つのすれ違いである。

つまり私は、このニュージーランドの法律は確かに「動物の権利」を認めたとされる法律として有名ではあるが、哲学的に厳密な意味では決して動物に権利を認めた法律だとは言っていないということである。それが、評者が「田上はいくつかの譲歩をしているものの」(83 頁)とした「あくまで人間の温情による制限された権利付与であって、人権同様の固有の価値としての権利を認めたものではない」(本書 252～253 頁)という但し書きである。著者からすると、この譲歩こそが重要だったのである。つまり私は、この法律は確かに世間一般的な意味では動物の権利の法制化ではあるが、厳密な「本来の動物権利の法制化」(本書 253 頁)ではないと言っていたということである。私はこの法

を実際には「同法は動物への権利付与をした法制度の具体例」(83 頁)としては挙げてはいなかったのだ。こういう事情で、評者の私に対する「同法は動物への権利付与をした法制度の具体例」ではないという批判は、私としては「それはそうだけど」という話になる。

では厳密な意味での権利とは何かだが、これは本書で何度も繰り返している。それは目的として尊ばれるべき存在に内在する価値である。このような厳密な意味での「本来の動物権利の法制化は、まだなされていない」と私は言っている(本書 253 頁)。繰り返せば私はこのニュージーランドの実例を厳密には「権利付与をした法制度の具体例」としては挙げてなかったのである。

ではどういう例として挙げたのかといえば、厳密には動物の権利ではないが、一般的な広い意味では「動物の権利」と受け止められるだろう法律の実例として挙げたのである。

厳密な意味とは異なり、一般的な意味では評者も指摘しているような「動物福祉の枠内」かどうかは問わず、その存在に何らかの便益が与えられることを法的に裏打ちするような制度という意味で動物の「権利」が用いられているのではないかと思う。ニュージーランドの法のみならず、現代ではまだどの法律でも動物に固有な意味での権利は認められていない。Kiko と Tommy というチンパンジーに関して 2013 年にニューヨーク州裁判所に対してなされた、彼らが法律上の thing ではなく person であるという申し立ては、残念ながら却下された(*Chimpanzee Rights: The Philosopher's Brief*, Routledge, 2019)。つまり法律上は今でも動物はあくまで、手段的な Sache であって、目的的な Person としては認められていない。その意味でニュージーランドの法律は確かに本来的な意味で動物の権利を認めたものではないが、「大型類人猿が当の類人猿の福利向上に資さない限りは実験などによって利用されない」ことを一般的な意味で「権利」と呼ぶのは、別に不当ではないのではないか。なぜなら一般的にはカント的な人格の目的化も法学的な人格と物件の区別も付けずに、もっと緩やかな意味で権利という言葉を使っているのではないかと思われるからである。

逆に評者はこうした一般的な意味でも権利という言葉を使うべきではないと考えているのかもしれないが、法学の専門書ではない新書では、基本的に一般的な用法に合わせて用語を使い、必要に応じて専門的な注釈を付けるという形になる。そのためこうした叙述になったわけである。結果として比較法学に造詣の深い評者の不評を買うことになったが、評者によるような批判を受けない叙述を一般書で行うのは非常に困難である。とはいえ、これからも一般書を書き続ける私としては、取りあえず今後の教訓としたい。

第3節 批判2——深刻な利害対立

次いで評者は「本書は人間が動物に権利を認め尊重することを説いたが、動物同士の「権利侵害」や動物による人間の「権利侵害」については触れていない」（85頁）として、「動物にも権利があると認めることは、動物をもっぱら手段としてのみ見なして人間の都合のよいように扱ってはならないということである。このことが深刻な利害対立を人間と動物の間に引き起こすことは、もはやない」（85頁、本書91頁）という拙文を引用し、しかし人間同士の間でも深刻な利害対立が生じるのだから、人間と動物の間及び動物同士の間にも深刻な利害対立が生じる。それなのに「田上は人間による動物の権利侵害……を検討するが、動物同士の権利侵害と動物による人間の権利侵害……に紙幅を割かない」ことを批判している（86頁）。

しかしこれもやはり、「深刻な利害対立」という言葉で何を意味しているのかということについての、評者と私の認識の食い違いということになろう。私が人間と動物の間の深刻な利害対立といていたのは、本書に繰り返したように、動物を殺したり利用しないことが「人間の生死に直結」したり、「文明生活の存続」を困難にしたりするような状態である。機械で代用できない低生産力状態で動物利用を拒んだり、遡れば人類が非力な「裸のサル」として大型肉食獣に捕食される危険がある状態で動物を殺すのを躊躇したりすることは間違いなく人間の深刻な利害に反するが、そのような世界では今はなかろうという話である。

この点で評者が想定するように、「人間の生活領域に、ハトやネズミなどの野生動物

が入ってくる」(87頁)のようなことを「深刻な利害対立」の実例などとは、私は考えていないのである。確かにハトの糞は病原体を媒介することもあるし、ネズミに至ってはペストのような深刻な病気の原因となることもあるので、「ネズミの権利」を無条件に認めるのは危険ではあるが、本書で具体的状況として想定する現代日本でハトのために多数が病気になったり、ネズミのせいでペストが流行したりするとは考え難い。

実際問題として、本書でも注記したように、人間にとって最も脅威となる動物はむしろ蚊である。しかも蚊といっても我々がいつも刺されるような類ではなく、滅多に刺されることのないような種類である。特にマラリアを媒介するハマダラカは危険であり、明らかに人間の利害と深刻に対立する。また蚊は昆虫であり、昆虫の権利を認めるのは理論的に困難でもある。この意味で、こうした動物に対しては殺すことを前提とした駆除で問題がないだろう。しかしこうした動物は一部であり、多くの動物は人間がむやみに殺生したり、好き勝手に使ったりすべきではない動物である。多数は、それを殺したり使ったりしないことによって人間との「深刻な利害対立」など生じない動物なのである。

第4節 批判3——動物同士の権利侵害

そのため我々は原則的に動物に権利を認め、動物の権利を尊重すべきだということになる。ただそうするとそこから評者が言うように、「動物に権利が認められるとすれば、ある動物が他の動物の権利を侵害することは、どのように考えればよいのだろうか」(86頁)という疑問も出てくるのだろう。

この場合、評者は一体何を期待しているのかということが逆に気になる。「動物同士の権利侵害」を「人間同士の権利侵害」と対比させて考えているのだろうが、この対比は明らかに理論の次元がずれている。人間同士の権利侵害で前提されている人間は、責任能力のある主体である。このため権利を侵害された人間自らによる原状回復が期待される。だが動物はそのような責任能力を持った主体ではない。動物は確かに権利主体ではあるが、権利に付帯するとされる義務や責務を遂行できる主体ではない。レーガン風

に言えば、動物は道徳的受益者ではあるが、道徳的行為者ではない。

評者は矢印を図示して、私の理論には人間から動物への働き掛けがあるが、動物から人間及び動物同士の矢印が欠如していると指摘する。しかし権利をめぐる道徳的に働きかけられるのは人間だけなので、論理必然的に矢印は人間から動物のみの一方向になるのである。

このため、評者が「動物にも人格を認め人間と同じ地位に引き上げるのであれば、動物が人間の権利を侵害した場合の対策も議論する必要がある」(87 頁) というのは、不対称なものをあたかも対称であるかのように見なしているという点で、不適切な問題設定のように見える。それは自然災害に対してどう備えるのかという次元の話を不必要に権利という言葉を用いて無用な煩雑化を行っているかのようだ。

道を歩いていて頭上に糞が落ちてきたことは、「ハトによる人間の権利侵害」なのだろうか？人にかみつ়癖のある犬の手綱を緩めたせいでその犬が誰かをかみついたことを、「犬による人間の権利侵害」と考えなければいけないのだろうか？それは動物ではなくて人間側の管理責任の問題ではないだろうか。責任能力のない存在による「権利侵害」を問題にして、何の意味があるのだろうか？

以上、「雑駁なものとなり恐縮である」(87 頁) という評者以上に雑駁なりプライで恐縮だが、とりあえず著者としての責任を果たさせて貰った。問題の焦点はやはり権利概念の多義性にあるように思われる。普通に多義的なままで常用されている概念なので、議論のすれ違いを無くすのは困難だが、注意すればある程度は防げるだろうと思う。